

電 子 入 札 約 款

平成 2 4 年 6 月 1 日制定

平成 2 9 年 4 月 1 日改正

令和 6 年 1 2 月 1 日改正

令和 8 年 2 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 袖ヶ浦市の発注に係る建設工事又は製造の請負、工事用材料その他物品の購入及び調査、測量、設計等の委託の契約に係る競争入札を電子入札で行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）その他の法令に定めるもののほか、この電子入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第 2 条 入札参加者は、図面、仕様書、契約条件及び現場等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、契約条件及び現場等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、電子入札システムにより作成し、当該入札に係る公告又は通知書に示した日時（以下「入札書受付締切予定日時」という。）までに電子入札システムにより提出しなければならない。

3 入札参加者は、袖ヶ浦市入札参加資格審査を申請した代表者又は代理人（年間委任状にある受任者）とする。

4 入札参加者は、入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札辞退)

第 3 条 入札参加者は、開札開始日時までは、入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退する場合は、電子入札システム又は紙様式により辞退届を提出するものとする。

3 入札参加者は、辞退届を提出した後は、撤回をすることができない。

4 入札を辞退した者は、これを理由として辞退以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(未入札)

第 4 条 入札参加者が、開札開始日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として扱うものとする。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独禁法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者の入札意思を探る行為をしてはならない。

（開札）

第6条 開札の執行に当たり、当該入札の参加業者は、開札に立ち会うことができるものとする。立ち会いを希望する場合は、開札日前日までに入札執行課に連絡するものとする。

（入札の取りやめ等）

第7条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 電子入札システムの障害等により、入札の執行ができないことが判明した場合は、入札執行の延期、又は紙入札への移行など運用の変更若しくは入札の執行を取り止めることができる。

3 指名競争入札において入札参加者が一人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。ただし、低入札価格調査対象者については、入札参加者として取扱う。

4 その他入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を保留し、延期し、若しくは取りやめることができる。

（無効となる入札）

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

（1）入札に参加する資格を有しない者のした入札

（2）委任状にある受任者以外の代理人がした入札

（3）所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）

（4）必要事項を欠く入札

（5）明らかに連合であると認められる入札

（6）電子認証書を不正に使用した入札

（7）低入札価格調査において、最低価格入札者等が、当該入札後における低入札価格調査報告書を指定した期限までに提出しない者及び事情聴取に協力しない者のした入札

（8）工事費等内訳書の提出が必要な入札において、工事費等内訳書の提出がなかった者のした入札、又は工事費等内訳書に重大な不備のある者のした入札

（9）一般競争入札（事後審査型）において、期限までに資格確認資料を提出しなかった落札候補者のした入札

(10) 予定価格を事前公表された入札において、予定価格を超える金額による入札書を提出した者のした入札

(11) 総合評価方式及びプロポーザル方式による入札において、期限までに技術提案等資料を提出しなかった者のした入札

(12) その他入札に関する条件に違反した入札

(失格となる入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

(1) 再度入札において、1回目の入札の最低価格を上回る金額の入札

(2) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札

(3) 低入価格調査において、失格とされた入札

(保留)

第10条 開札後、次の各号のいずれかに該当する場合においては、落札者の決定を行わず、入札を保留とする。

(1) 低入札価格調査制度における低入札価格等に関する調査が必要なとき

(2) 一般競争入札（事後審査型）における落札候補者の資格確認審査を実施するとき

(3) 発注者が特に必要と判断したとき

(落札者の決定)

第11条 入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とし、最低制限価格を設けない場合においては、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設け、価格失格判定基準以上かつ調査基準価格を下回る価格をもって入札をした者（以下「調査対象者」という。）があるときは調査し、契約の内容に適合した履行がなされないと認められる調査対象者を除き、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 総合評価方式及びプロポーザル方式による入札により落札者を決定しようとする場合は、第1項、第2項に規定する「最低の価格をもって入札をした者」とあるものは、「価格その他の条件が袖ヶ浦市にとって最も有利な入札をした者」と読み替えて落札者とする。

4 第1項、第2項及び前項に規定する契約以外の入札においては、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第12条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者を対象に、電子入札システムにより電子くじを実施して、落札者を決定する。

2 一般競争入札（事後審査型）の場合においては、前項に規定するもののうち、「落札者」とあるもの

は、「落札候補者」と読み替えて、入札参加資格を確認する者を決定する。

(再度入札)

第 13 条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないとき、又は第 11 条第 2 項の規定により調査した結果、調査対象者を落札者としない場合であって、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに電子入札システムによる再度の入札を行う。

2 前項に規定する場合において、再度入札の回数は、原則として 1 回までとする。

3 再度入札に参加できる者は、1 回目の入札に参加した者、又は第 11 条第 2 項の規定により落札者とされなかった者以外で最低制限価格を下回らない入札をした者とする。ただし、入札が無効、又は失格となった者は、再度入札に参加できないものとする。

(契約の締結)

第 14 条 落札者は、落札決定の日から 7 日以内に契約（袖ケ浦市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 46 年袖ケ浦市条例第 34 号）第 2 条及び第 3 条に規定する契約に係る仮契約を含む。次項において同じ。）を締結しなければならない。ただし、予算執行者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の保証)

第 15 条 建設工事又は製造の請負に係る落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、袖ケ浦市が特にその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証とする銀行、袖ケ浦市が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(4) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 以上とする。

ただし、請負代金額が調査基準価格を下回る場合は、請負代金額の 10 分の 3 以上とする。

3 第 1 項の規定により、落札者が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除とする。

(異議の申立て)

第 16 条 入札をした者は、入札後、この約款、図面、仕様書、契約条件及び現場等についての不明を

理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第17条 予算執行者は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。